

# 「クレジット・データ事業法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

## クレジット・データ事業法

(前文省略)

### 第一条

本法令を「仏暦二五四五年クレジット・データ事業法令(プララーチャバンヤット・ガーンプラコーブ・トゥラキット・コームーン・クレディット)」と呼ぶ。

### 第二条

本法令は官報告示日の翌日から一二〇日が経過した時に施行する。[注 / 官報告示日は二〇〇二年十一月二三日、施行は二〇〇三年三月一四日]

### 第三条

本法令において、

「データ(コームーン)」とは、クレジット・データの実事関係を知らせる意味伝達手段を意味する。このとき、その意味伝達はそのものの性質によってなされるか、特定の方法を通じてなされるかを問わず、書類、ファイル、レポート、本、設計図、地図、描画、映像、フィルム、映像もしくは音声記録、コンピュータによる記録、あるいは記録手段によってなされたその他の方法の形で作成されたものであるかどうかを問わない。

「データ編集(ガーン・プラムワンポン・コームーン)」とは、収集、記録、整理、保管、改定増補、再生、使用、公開、印刷、解説、消却もしくはデータ損壊を意味する。

「データ管理人(プー・クワップクム・コームーン)」とは、データ編集を管理監督する、もしくは自らデータ編集する義務を果たす民間の自然人、人の集団、法人を意味する。このとき同一機関であるか他の機関との合同であるかを問わない。

「データ編集人(プー・プラムワンポン・コームーン)」とは、データ管理人もしくはクレジット・データ会社の名前でデータ編集をするデータ管理人または特定の者を意味する。

「クレジット・データ(コームーン・クレディット)」とは、融資申請する顧客に係る以下の事実関係を意味する。

(一)顧客を指し示す事実関係及び融資申請顧客の資格

(a)自然人である場合は、氏名、住所、生年月日、婚姻ステータス、職業、国民証番号もしくは公務員証番号または旅券番号、及び(もしあれば)納税者番号

(b)法人である場合は、名称、設立地、法人登録番号、もしくは納税者番号

(二)融資申請顧客の申請歴、及び融資認可取得歴、及び融資返済歴に加え、クレジットカードによる商品もしくはサービス代価支払い歴

「保管禁止データ(コームーン・ハーム・ジャットゲップ)」とは、サービス利用、融資申請に無関係の、もしくはデータ主の感情に影響を及ぼす、もしくは損害を生起する、あるいは自由の権利に影響を及ぼ

す以下の自然人のデータを意味する。

- (一) 身体障害状況
- (二) 遺伝上の状況
- (三) 刑事事件の捜査中、もしくは訴訟中にある人物のデータ
- (四) 委員会が布告規定したその他のデータ

「信用供与(シンチュア)」とは、現金貸出もしくは貸出枠設定、あるいは証券貸し、信販、リース形式の信販、保証、手形保証、現金手形の保証、現金手形の購入・割引・請合割引、取引相手のために支払った、もしくは支払いを命じたことにより債権者となる、あるいはレター・オブ・クレジットまたはその他の拘束義務に基づく金銭支払いにより債権者となることに加え、損害保険引き受け、生命保険引き受け、証券売買顧客としての引き受け、及び委員会が布告規定したところに基づくその他の業務行為を意味する。

「クレジットカード(バット・クレジット)」とは、顧客が手数料、サービス料、利息もしくはその他の料金を支払うことにより、商品代金、サービス代金もしくはその他の代金を現金に代わって支払うために、あるいは現金引出しに使用するために事業者が顧客に発行したカードもしくはその他のものを意味する。ただし商品代金、サービス代金、もしくはその他の代金を事前に払い込んだカードは意味しない。

「クレジット・データ事業(トゥラキット・コームーン・クレジット)」とは、クレジット・データを会員またはサービス利用者に提供するためのクレジット・データ管理及び、または編集に係る事業を意味する。

「会社(ポリサット)」とは、民商法典に基づく株式会社、もしくは公開株式会社法に基づく公開株式会社を意味する。

「クレジット・データ会社(ポリサット・コームーン・クレジット)」とは、クレジット・データ事業許可書を取得した会社を意味する。

「許可書(バイ・アヌヤート)」とは、クレジット・データ事業の営業許可書を意味する。

「データ主(チャオコーン・コームーン)」とは、融資要請か、またはその他のサービス要請に関わらず、データ主である、もしくは会員からのサービス利用申請者の顧客歴の本元である自然人または法人を意味する。

「金融機関(サターバン・ガーングン)」とは、王国内で営業許可もしくは事業遂行許可を取得した以下の法人を意味する。

- (一) 商業銀行
- (二) 金融会社
- (三) 証券会社
- (四) クレジットフォンシエ会社
- (五) 損害保険会社
- (六) 生命保険会社
- (七) クレジットカードサービスを提供する法人
- (八) 金融上の業務のための特別設置法のある法人
- (九) 委員会が布告規定したところに基づく通常の商業信用供与事業を営むその他の法人

「会員(サマーチェック)」とは、クレジット・データ会社が会員として受け入れた金融機関を意味する。

「サービス利用者(プー・チャイ・ポリカーン)」とは、会員もしくは通常の商業融資で合法的に事業を営む法人を意味する。

「データ源(レーン・コームーン)」とは、クレジット・データ会社にデータを提供した自然人、人の集団もしくは法人を意味する。

「委員会(カナ・カマカーン)」とは、クレジット・データ保護委員会を意味する。

「係官(パナックガーン・ジャオ

「会員(サマーチェック)」とは、クレジット・データ会社が会員として受け入れた金融機関を意味する。

「サービス利用者(プー・チャイ・ポリカーン)」とは、会員もしくは通常の商業融資で合法的に事業を営む法人を意味する。

「データ源(レーン・コームーン)」とは、クレジット・データ会社にデータを提供した自然人、人の集団もしくは法人を意味する。

「委員会(カナ・カマカーン)」とは、クレジット・データ保護委員会を意味する。

「係官(パナックガーン・ジャオナーティー)」とは、本法令に基づく執行のために委員会の提言に基づき大臣が任命した者を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、本法令の主務大臣を意味する。

#### 第四条

本法令は人の集団内もしくは法人内のための個人、人の集団もしくは法人のデータ編集には適用しない。

#### 第五条

財務大臣を本法令の主務大臣とし、本法令に基づく執行のために布告を制定する権限を付与する。布告は官報告示をもって施行することができる。

#### 第一章

##### 会社の設立及び許可書取得

#### 第六条

クレジット・データ事業は会社の形で設立され、大臣から許可書を取得した時に営むことができる。第一段に基づく事業を営むための会社の設立は、大臣から承認を得た時にこれをなすことができる。承認の申請、承認、許可書申請、及び許可書発行は大臣が布告規定したところに基づく原則、方法、条件、手数料支払いに従う。

#### 第七条

クレジット・データ会社は株式会社であれば登録資本金の過半を、公開株式会社であれば払込済み

資本金の過半の株式をタイ国籍者が保有していなければならない、全取締役数の過半をタイ国籍者が占めていなければならない。

クレジット・データ会社は大部分の経営取締役の任命権限、もしくはその他の方法でその法人の事業運営上の権限を外国人に付与する付属定款を有してはならない。

#### 第八条

クレジット・データ会社はその名称の冠に「ポリサット・コームーン・クレディット」、末尾に「ジャムガット」もしくは「ジャムガット(マハーチョン)」の語句を使用しなければならない。

#### 第二章

##### クレジット・データ事業の営業

#### 第九条

クレジット・データ会社以外の者がクレジット・データ事業を営むことはできない。

#### 第一〇条

クレジット・データ会社、データ管理人、データ編集人は保管禁止データを保管してはならない。

#### 第一一条

クレジット・データ会社以外の者が「ポリサット・コームーン・クレディット」もしくは同様の意味を有するその他の語句を名称の冠に、あるいは事業名に使用してはならない。

#### 第一二条

王国内で営業するクレジット・データ会社、もしくはデータ管理人、あるいはデータ編集人が、王国外で営業、データ管理・編集をしてはならない。

#### 第一三条

クレジット・データ会社、データ管理人、もしくはデータ編集人は委員会が布告規定した期限を超えたデータを編集してはならない。

#### 第一四条

いずれかの者が、クレジット・データ会社の保管するデータと異なるようにデータを変更できると発表もしくは広告してはならない。

#### 第一五条

個人もしくは法人がクレジット・データ会社へのクレジット・データの提供、あるいはクレジット・データ

会社のデータ使用を妨げる、もしくは反対する結果を生む、あるいは委員会からの承認を得ずにクレジット・データ事業を営むにあたって独占を生むような合意、あるいは行為をなしてはならない。

### 第三章

#### クレジット・データ会社、会員及びサービス利用者の権利と義務

##### 第一六条

クレジット・データ会社は委員会が布告規定した原則、方法及び条件に従い会員もしくは信用できるデータ源からのデータを編集しなければならない。データ編集においてクレジット・データ会社もしくはデータ編集人として委任された者は、少なくとも以下のシステム及び規定を用意しなければならない。

(一) 保管データの分類システム

(二) いつでもデータを正しく、最新のものとする改定システム

(三) 異なる目的でのデータ使用、権利のない者がデータを知ることを防止するためのデータの秘密及び安全保持システム。不当にもしくは許可を得ずにデータが改ざんされる、あるいは危害を受ける、損壊を受けることを防止するシステム

(四) データ利用申請システム及び通常のデータ報告システム

(五) データ主のデータの検査及び改定システム

(六) データ主が検査できるよう、データへのアクセス記録があった日から二年以上の期限を設けて、データにアクセスする者があった時の毎回の記録及び結果報告システム

(七) 委員会が定めた期限を超えたデータの破壊システム

(八) 委員会が布告規定したところに基づくその他のシステムもしくは規定

第一段に基づくシステム及び規定の用意にあたっては委員会が布告規定した原則、方法、条件に従う。

##### 第一八条

クレジット・データ会社のデータ管理及び編集に資するために、会員は自己の顧客のデータを自己が会員となっているクレジット・データ会社に送り、自己の顧客には送付したデータについてクレジット・データ会社にデータを送付した日から三〇日以内に文書で通知する。ただし融資返済履歴、及びクレジットカードによる商品・サービス代金支払い歴の部分についてのクレジット・データ会社への追加データの送付では、会員は委員会が定めた原則、方法、条件に基づき自己の顧客へ通知する。

##### 第一九条

会員は以下の義務を有する。

(一) 第一八条に基づきクレジット・データ会社にデータを報告及び送付し、自己の顧客にそのデータの送付について実行選択なしで通知する。

(二) 毎回正しく最新のデータを送付する。正しくない事を知っている場合、会員は修正し、正しいデー

データをクレジット・データ会社に送付する。

(三) 会員がクレジット・データ会社から、データ主が既存の自己のデータが正しくないとする判断をしたとする報告を受けた場合、以下の手続きを取る

(a) 修正要請に基づき事実関係を調査する

(b) 調査結果を速やかにクレジット・データ会社に報告する

(c) データが不完全もしくは正しくないとき、会員はこれを修正し、正しいデータを自己からデータを受け取っている全てのクレジット・データ会社に報告する。

(d) (a) に基づく修正要請の検討はデータ主より修正要請のあった日から三〇日以内に完了しなければならない。三〇日の期限内にデータ主が追加データを送付した場合は、クレジット・データ会社の検討期間を延長する。毎回の延長期間は最後のデータを受け取った日から三〇日とする。

(e) (d) に基づく修正要請の検討期間中、クレジット・データ会社はその修正要請のあったデータをデータ主のデータシステム内に保管する。

(四) データに対立があり、その対立を解決できそうもないとき、会員はデータ主のデータシステム内にそれを記録するためクレジット・データ会社に報告する。

(五) 債務の不履行があった時、会員は債務不履行が始まった年月日をクレジット・データ会社に報告する。

第一段に基づく報告もしくは対立の記録は委員会が布告規定した原則及び方法に従う。

## 第二〇条

クレジット・データ会社は融資審査、損害保険引き受け、生命保険引き受け、及びクレジットカード発行に資するためにデータを使用したい会員またはサービス利用者にデータを公開する、もしくは提供する。このときクレジット・データ会社は会員もしくはサービス利用者へのデータ公開または提供のためにデータ主から事前に文面で承諾を得ていなければならない。

第一段に基づく会員もしくはサービス利用者へのデータ公開または提供のほかに、クレジット・データ会社は以下の場合に、データ主からの文面での承諾を得ずにデータを公開または提供することができる。

(一) 裁判所の命令があった時、もしくは裁判所の令状に基づき、あるいは公共に公開された訴訟に係るデータとして

(二) 自己が責に任じる金融事業に係る刑事違反事件の捜査に資するため捜査官からの文書がある時

(三) 法律に基づく金融機関の監督もしくは検査における執行に資するため財務省、タイ中央銀行、証券・証券市場監督委員会からの文書があった時

(四) 法律に基づき証券化する資産の評価に資するため、ケースごとの必要に応じて、住宅ローン債権市場公社法に基づく住宅ローン債権市場公社、もしくは資産の証券化のための特殊法人法に基づく資産証券化事業法人からの文書があった時

(五) 法律に基づき購入もしくは譲り受けた資産の評価に資するため、ケースごとの必要に応じて、タ

イ・アセット・マネージメント・コーポレーション法に基づくタイ・アセット・マネージメント・コーポレーション、もしくは金融機関資産管理会社法に基づく金融機関のアセット・マネージメント・コーポレーション、あるいは資産管理会社法に基づく資産管理会社からの文書があった時

(四)もしくは(五)に基づくデータ公開または提供は委員会の承認を得なければならない。

第二段に基づくデータ公開もしくは提供があった時、クレジット・データ会社は、その公開もしくは提供があった日から三〇日以内にデータ主に文面で通知する。金融機関の集合データである場合はその金融機関にも通知する。

#### 第二一条

同一種のサービス利用者はクレジット・データ会社から同一のデータを受け取る権利を有する。

#### 第二二条

サービス利用者は以下の義務を有する。

- (一) 第二〇条に規定された目的においてのみデータを使用できる
- (二) データを受け取り知る権利のない他者にデータを公開、もしくは広めてはならない

#### 第二三条

第二〇条第二段に基づきデータを受け取った者はそのデータをその目的にのみ使用し、他者がそのデータを知ることのないよう安全な場所に保管し、秘密保持しなければならない。

#### 第二四条

第二〇条の規定下に、以下の者がデータを公表することを禁じる。

- (一) クレジット・データ会社、データ管理人、データ編集人、会員もしくはサービス利用者
- (二) (一)における業務もしくは職務遂行からデータを知った者
- (三) (一)もしくは(二)に基づく者からデータを知った者

### 第四章

#### データ主への保護措置

#### 第二五条

データ主に対する公正な保護に資するために、データ主は以下の権利を有する。

- (一) クレジット・データ会社が自己のデータを保管していることを知る権利
- (二) 自己のデータを検査する権利
- (三) 正しくないデータの修正を求める権利
- (四) 自己のデータが正しくないと知った時に反論する権利
- (五) 自己のデータの検査結果について期限内に通知を受ける権利



(六)金融機関がクレジット・データ会社のデータを使用し、そのことが融資もしくはサービス申請の却下事由となった場合は、その却下事由を知る権利

(七)第二七条に基づき委員会に不服申立てする権利

データ主はデータ検査において委員会が布告規定した二〇〇パーツ以下の手数料を支払う。

## 第二六条

データ主がクレジット・データ会社もしくは会員に所在する自己のデータの検査または修正申請における権利を行使した時、そのクレジット・データ会社もしくは会員は速やかに申請を審査、そのデータを検査し、検査結果もしくは自己のデータの修正結果を申請のあった日から三〇日以内にデータ主に通知する。

クレジット・データ会社もしくは会員が事由のいかんにかかわらずデータが正しくないと判断した場合、そのクレジット・データ会社もしくは会員は速やかにデータを修正し、その修正データを関係するデータ源、会員もしくはサービス利用者に通知しなければならない。

## 第二七条

データ主とクレジット・データ会社間にデータの正当性に係る対立があり、対立が解消しそうもない場合、クレジット・データ会社はデータ主の証拠と共に対立点をデータ主のデータシステムに記録する。会員もしくはサービス利用者へのサービスのためのデータレポートの作成において、クレジット・データ会社は当該レポートにデータ主との対立点がどの件であるかを当該レポートに示さなければならない。このとき、データ主はその対立点について委員会に最終判定を求めて不服申立てすることができる。

金融機関、会員もしくはサービス利用者とクレジット・データ会社間、あるいはデータ主間に対立が生じ、対立が解消しそうもない場合、クレジット・データ会社、金融機関、会員もしくはサービス利用者は対立点をそのデータ主のデータシステムに記録し、関係者に通知する。このとき、データ主はその対立点について委員会に最終判定を求めて不服申立てすることができる。

第一段及び第二段に基づく不服申立ては委員会が布告規定した原則及び方法に従う。

第一段及び第二段に基づく委員会の判定が出た場合、クレジット・データ会社、金融機関、会員もしくはサービス利用者はその判定に従い行動する。

## 第二八条

金融機関、会員もしくはサービス利用者が融資を拒否した、あるいは顧客のデータを知ったことによってその他の手続きでその顧客にサービス料金が生じた場合、金融機関、会員もしくはサービス利用者は融資却下あるいはサービス料金の発生における事由を示し、データの出所と共にその顧客に文面で通知しなければならない。データ主である顧客は手数料を払わずに自己のそのデータの正当性検査する権利を有する。ただしその者は融資却下あるいはその他の手続きについて通知を受けた日から三〇日以内に検査を請求できる権利を行使しなければならない。

データ主が第一段に基づく当該データを事実に基づき正しくないと判断した場合、データ主は第一段

に基づく金融機関、会員、もしくはサービス利用者がもう一度融資あるいはその他の手続きを審査するよう証拠を示すと共に申請書を提出することができる。

ここに第二六条及び第二七条の内容を準用する。

## 第五章

### クレジット・データ会社の監督

#### 第二九条

タイ中央銀行総裁を委員長、財務省次官を副委員長、法務省次官、内閣法制委員会事務局長、財政局長、証券・証券市場監督委員会事務局長、統治局長、商業登録局長、保険局長、協同組合振興局長、消費者保護委員会事務局長、国立電子・コンピュータ技術センター長、及び有識者五人の委員からなる「クレジット・データ保護委員会」と呼ぶ一委員会を設置する。

内閣は消費者保護の有識者・専門家二人、金融及び銀行の有識者・専門家一人、コンピュータの有識者・専門家一人の有識者委員を任命する。有識者委員の任期は一期四年とする。再任はできるが連続二期までとする。

委員会はタイ中央銀行総裁捕もしくはタイ中央銀行の上級管理職者の一人を書記に任命する。

#### 第三〇条

委員会はクレジット・データ事業監督において権限と義務を有する。当該権限・義務には以下が含まれる。

- (一) 本法令に基づく執行のために布告もしくは命令を出す
- (二) クレジット・データ会社、データ管理人、データ編集人に係る原則、方法、条件を定める布告、クレジット・データ会社及び当該者の営業に係る手数料及びその他手続き費用を定める布告を出す
- (三) クレジット・データ会社に対し、定められた記載事項及び期間による会社の営業に係る一般報告もしくは特別報告を提出するよう命じる
- (四) (三)に基づき作成した報告の説明もしくは補足のために、クレジット・データ会社に対し内容説明を命じる
- (五) 本法令に基づく不服申立ての審査、判定
- (六) 小委員会の任命
- (七) 法律もしくは閣議決定で委員会の権限及び義務と定められたその他の執行

本条に基づく職務遂行において、委員会は小委員会もしくはタイ中央銀行に執行を委任し、委員会に以後の執行を検討するために意見を具申させることもできる。

#### 第三一条

内閣が任命した委員は、第二九条に基づく任期による退任のほか以下の時に退任する。

- (一) 死亡した

- (二) 辞任した
- (三) 内閣が解任した
- (四) 破産者となった
- (五) 無能力者もしくは準無能力者となった
- (六) 確定判決で禁固刑を受けた。ただし過失罪、軽犯罪を除く
- (七) クレジット・データ会社において地位を得た、もしくは義務を有する、あるいは関係する利得を有する者になった、あるいはデータ管理人もしくはデータ編集人になった

委員が任期切れ前に退任した場合、内閣は別の者を代わりに委員に任命することができ、代わりに任命された者の任期は前任者の残り任期と同じとする。

任命された委員の在任中に内閣が委員を増員した場合、増員された委員の残り任期は在任中の委員の残り任期と同じとする。

### 第三二条

委員会の会議において、委員長もしくは副委員長が会議に出席しない、あるいは不在であるときは、会議に出席した委員が一人の委員を互選して代わりに会議の議長とする。

委員会の会議は全委員数の半数以上の出席をもって成立する。

会議の決定は多数決による。投票において委員一人は一票を持ち、票数が同数の場合は会議の議長が決定票を投じる。

### 第三三条

小委員会は委員会が任命した三人以上、五人以下の関係する件についての有識者から構成されなければならない。

小委員会は本法令の規定及び委員会が委任したところに基づく権限・義務を有する。

委員会の会議に第三二条を準用する。

### 第三四条

委員会はいずれかの者に対し、苦情者のいる件、あるいはデータ主のデータ保護に係るその他の件で審査するために、関係書類もしくはデータの提出を命じる権限を有する。このとき関係者を召喚して説明させることもできる。

### 第三五条

本法令に基づく職務遂行において、委員会もしくは小委員会は容疑者またはデータ主の権利の侵害行為をなしたと疑う者に対し、事実関係の説明及びしかるべき意見表示をする機会を与えなければならない。ただし必要かつ緊急の場合はその限りではない。

本法令に基づく件での規定もしくは命令において、委員会もしくは小委員会はデータ主、クレジット・データ会社、金融機関、サービス利用者、またはその他の関係者に生じるおそれのある損害を考慮し、

適当と判断した場合、委員会もしくは小委員会はその規定または命令に従った強制において一時的に原則、方法、条件を定めることができる。

### 第三六条

本法令に基づく執行において、タイ中央銀行は以下の権限義務を有する。

- (一)委員会もしくは小委員会に提出するための、事業者の行為によって困苦もしくは損害を受けたデータ主からの苦情受付
- (二)クレジット・データ会社、データ編集人、もしくはデータ主の権利侵害の形態を有する行為をなした者の業務の監督、及びデータ主の保護のために適当かつ必要と判断したところに基づくデータの検査と委員会への報告
- (三)金融機関、サービス利用者、またはその他の者の監督もしくは検査権限を有する公官庁もしくは国家機関との連絡調整
- (四)委員会が適当と判断した、もしくは本法令に基づく苦情者のいる時の、データ主の権利侵害に係る訴訟手続き
- (五)委員会もしくは小委員会が委任したその他の執行

### 第三七条

本法令に基づく執行において係官は以下の権限義務を有する。

- (一)クレジット・データ会社の事業地、もしくはクレジット・データ会社のデータ編集場所への立ち入り
- (二)第九条に基づく違反行為があると疑える事由のある場所、もしくは第九条に基づく違反行為に係る証拠または書類のある場所への立ち入り。このとき日照時間内、あるいはその場所の業務時間内に検査することができる
- (三)検査または訴訟に資するための本法令に基づく違反行為に係る財産、書類、または物品の押収、もしくは差押さえ。
- (四)委員会もしくは小委員会が委任したその他の執行

### 第三八条

委員会、小委員会及び本法令に基づく執行における係官は、刑事訴訟法典に基づく捜査官とする。係官は職務遂行において毎回、関係者に身分証明証を提示しなければならない。

## 第六章

許可書の使用停止及び取消

### 第三九条

以下の事実関係が明らかな時、大臣は委員会の助言により、クレジット・データ会社のクレジット・データ事業営業許可書の使用停止もしくは取消を命じる権限を有する。

- (一)不誠実もしくは民衆に損害を及ぼすような営業をしている
- (二)業務中止を意図している、もしくは法律が規定したところに基づく禁止事項に抵触している
- (三)大臣もしくは委員会本法令に基づき定めた原則、方法、条件に違反した、または従わない

#### 第四〇条

大臣がクレジット・データ会社のクレジット・データ事業の営業許可書の取消を命じた時、委員会はそのクレジット・データ会社のデータの管理に係る原則、方法、条件を定め、布告する権限を有する。

### 第七章

#### 民事責任

#### 第四一条

クレジット・データ会社、もしくはデータ管理人、あるいはデータ編集人で、他者に不当なデータを意図的、または不注意で公表した者、あるいは正しいデータだが本法令で規定された目的に従わず公表し、会員、サービス利用者もしくはデータ主に損害を与える事由となった者は、その行為による損害を賠償する責に任じる。

### 第八章

#### 罰則規定

#### 第四二条

第七条、第八条、もしくは第一六条に従わなかったクレジット・データ会社は、三〇万バツ以下の罰金、及び違反期間中にわたって、あるいは正しい遂行があるまで一日あたり一万バツ以下の罰金に処する。

#### 第四三条

第九条、第一四条、もしくは第一五条に違反した者は、五年から一〇年の禁固、または五〇万バツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第四四条

第一〇条もしくは第一二条に違反したクレジット・データ会社、データ管理人もしくはデータ編集人は、五年から一〇年の禁固、または五〇万バツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第四五条

第一一条に違反した者は、一年以下の禁固、または一〇万バツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第四六条

第一三条に違反したクレジット・データ会社、データ管理人もしくはデータ編集人は、三〇万パーツ以下の罰金、及び違反期間中にわたって、あるいは正しい遂行があるまで一日あたり一万パーツ以下の罰金に処する。

#### 第四七条

第一七条第一段に従わなかった、もしくは第一七条第二段に基づき委員会が定めた原則、方法、条件に従わなかったクレジット・データ会社またはデータ編集人は、三〇万パーツ以下の罰金、及び違反期間中にわたって、あるいは正しい遂行があるまで一日あたり一万パーツ以下の罰金に処する。

#### 第四八条

自己が会員となっているクレジット・データ会社に自己の顧客データを送付しなかった会員は、五〇万パーツ以下の罰金、及び違反期間中にわたって、あるいは正しい遂行があるまで一日あたり一万パーツ以下の罰金に処する。

クレジット・データ会社に送付したデータに係る通知を自己の顧客にしなかった会員、もしくは第一七条に基づく期限内に通知しなかった会員、あるいは第一八条に基づき委員会が定めた原則、方法、条件に従わなかった会員は、五年から一〇年の禁固、または五〇万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第四九条

自己の顧客データを隠匿した、もしくは正しくないデータをクレジット・データ会社に提出した会員は、三〇万パーツ以下の罰金、及び違反期間中にわたって、あるいは正しい遂行があるまで一日あたり一万パーツ以下の罰金に処する。

#### 第五〇条

第一九条(二)(三)(四)または(五)に従わなかった会員、もしくは第一九条第二段に基づき委員会が定めた原則、方法、条件に違反した、あるいは従わなかった者は、三〇万パーツ以下の罰金、及び違反期間中にわたって、あるいは正しい遂行があるまで一日あたり一万パーツ以下の罰金に処する。

#### 第五一条

クレジット・データ会社もしくはデータ編集人で、第二〇条に規定された以外の目的で自己の会員もしくはサービス利用者にデータを公表した、あるいは他者にデータを公表または提供した者は、五年以下の禁固、または五〇万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第五二条

第二二条に違反した、または従わなかったサービス利用者は、五年から一〇年の禁固、または五〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第五三条

第二三条に規定したところに基づき、あるいは本法令に基づく職務遂行によりいずれかの者のデータを知り得た者、もしくは委員または小委員で、他者の当該データを公開した者は、五年から一〇年の禁固、または五〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一段の内容は以下の場合における公開には適用しない。

- (一) 義務に基づく公開
- (二) 捜査もしくは訴訟審理のための公開
- (三) 本法令に基く違反行為に係る公開
- (四) クレジット・データ会社の業務是正に資するための公開
- (五) その特定法律に基づき金融機関もしくはその他の法人を監督する義務を果たす国内の当局もしくは機関に対する公開
- (六) そのたびごとにデータ主から文面で承諾を得た時の公開
- (七) 公衆に知れ渡った訴訟事件に係るデータの公開

#### 第五四条

第二四条に違反したクレジット・データ会社、データ管理人、データ編集人、会員またはサービス利用者、あるいはいずれかの者は、五年から一〇年の禁固、五〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第五五条

第二六条に従わなかったクレジット・データ会社、もしくは会員は三〇万バーツ以下の罰金、及び違反期間中にわたって、あるいは正しい遂行があるまで一日一万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第五六条

第二七条に従わなかったクレジット・データ会社、金融機関、会員もしくはサービス利用者は、三〇万バーツ以下の罰金、及び違反期間中にわたって、あるいは正しい遂行があるまで一日あたり一万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第五七条

第二八条に従わなかった金融機関、会員もしくはサービス利用者会員は、三〇万バーツ以下の罰金、及び違反期間中にわたって、あるいは正しい遂行があるまで一日あたり一万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第五八条

第三〇条(一)(二)(三)または(四)、あるいは第三四条に基づく委員会の布告もしくは命令に従わなかった者は、一ヶ月以下の禁固、または一万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第五九条

第四〇条に基づき委員会が定めた原則、方法、条件に違反した、もしくは従わなかったクレジット・データ会社は、三〇万バーツ以下の罰金、及び違反期間中にわたって、あるいは正しい遂行があるまで一日あたり一万バーツ以下の罰金に処する。

#### 第六〇条

不法に、あるいは関係する権限保持者から許可を得ずに、クレジット・データ会社、会員、サービス利用者もしくはデータ主のコンピュータの記憶システムにおけるデータに何らかの行為をなした者、あるいはそのコンピュータの記憶システムにおけるデータを収集、修正、公開、消却もしくは損壊した者は、五年から一〇年の禁固、または五〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第六一条

クレジット・データ会社の取締役、マネージャー、従業員、もしくは業務責任者、またはデータ管理人、あるいはデータ編集人で、自己のために、または他者のために合法に得ることのできない利得を追求した行為、あるいは不作為によって他者またはデータ主に損害を与えた者は、五年から一〇年の禁固、または五〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

#### 第六二条

本法令に基づく、ある違反行為が明らかな場合、タイ中央銀行が刑事訴訟法典に基づく被害者であるとみなし、その刑事訴訟において検察官がデータ主もしくは真の被害者に代わり、損害のために財産または代価、賠償を請求する権限を有する。このとき刑事訴訟法典に基づく刑事訴訟に関する民事訴訟の規定を準用する。

本条の規定はデータ主もしくは真の被害者がその違反者に対し法律に基づく訴訟もしくは手続きをなす権利を損なわない。

#### 第六三条

第四二条、第四五条、第四六条、第四七条、第四八条第一段、第四九条、第五〇条、第五五条、第五六条、第五七条、第五八条、第五九条に基づく過失において、大臣が任命した科料委員会は委員会が定めた原則に基づき略式命令する権限を有する。

第一段に基づき大臣が任命した科料委員会は三人からなり、その一人は刑事訴訟法典に基づく捜査官でなければならない。

科料委員会が略式命令を下し、容疑者が科料委員会の定めた期限内に科料に基づく罰金を支払っ



た時、その事件は終結し、科料委員会は速やかに委員会に通知する。

#### 第六四条

本法令に基づき罰則を受ける違反行為者が法人の場合、その法人のマネージング・ダイレクター、マネージング・パートナー、もしくは代表がその違反行為について規定された罰則に処せられる。ただしその行為について自己が知らなかった、あるいは承諾しなかった、または自己がその違反行為が生じないようにすべき行動を取ったことを証明できるときはその限りではない。

### 第九章

#### 経過規定

#### 第六五条

本法令の施行日にすでにクレジット・データ事業、もしくは同様の形態にある他の事業を営んでいた者は、本法令の施行日から六〇日以内に第六条に基づき申請書を提出する。申請の審査期間中、その者は大臣から別段の命令があるまでは継続して事業を営むことができる。

#### 第六六条

事業において、本法令の施行日にすでに第一条に基づき使用が禁止された「クレジット・データ・カンパニー」もしくは同様の内容を有する名称、名称を示す語句を使用していた者は、本法令の施行日から一八〇日以内に当該名称または語句の使用を取りやめる。

(おわり)